

平成29年第11回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成29年11月7日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長		
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	69号	東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	70号	平成28年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について	承認
3	71号	東京都北区立上十条保育園に係る行政財産の使用許可について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	52号	北区青少年委員の推薦依頼について	了承
5	53号	図書館システムの更新について	了承
6	54号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成29年第11回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成29年11月7日(火) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。 これより、平成29年第11回北区教育委員会定例会を開会いたします。 日程第1、第69号議案「東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第69号議案について、ご説明をさせていただきます。 まず、表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。 第4回東京都北区議会定例会に提出する議案につきましての意見聴取ということでの議案でございます。今回は、記書き以下9件の案件となっております。 まず、私からは、このうち教育振興部関連の1番から4番、そして9番の計5件をご説明させていただきます。 初めに、3ページをお開きください。 東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の一部を改正する条例についてでございます。 1枚おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。 5ページの最終行、説明欄でございます。指定管理者の利用料金の納付に係る規定を設けるため、この条例案を提出するものでございます。 今回の改正の内容でございますが、来年度から指定管理者による運営を予定しております十条台小学校温水プールでございますが、施設の安定的な管理運営及び区の財政負担軽減を図るため、利用料金収入の実績が、収支計画上の予定額を一定以上、上回った場合には、利用料金の一部を区に納付することができるようにするため、その旨を規定するものでございます。 十条台小学校温水プールにつきましては、権限は教育委員会にありますが、運営は区長部局に事務の補助執行を委任しているため、今回、教育委員会にお諮りをするものでございます。 もう1枚おめくりいただきまして、6ページの新旧対照表ごらんいただきたいと存じます。 下段が現行で、上段が改正後になります。使用料等を規定する第6条に、第5項として、利用料の一部を区に納付する規定を追加いたします。その他の改正箇所は、上部番号の規定整備でございます。 恐れ入ります。5ページにお戻りいただきまして、中ほどの付則をごらんください。</p>

この条例は、平成30年4月1日からの施行とさせていただきます。

次に、2件目でございます。9ページをお開きください。

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

1枚おめくりいただきまして、11ページの説明欄をごらんください。

東京都北区立なでしこ小学校の位置を変更するため、本条例案を提出するものです。

10月12日の教育委員会定例会におきまして、なでしこの小学区の位置変更については、ご承認をいただいたところでございます。今回は、条例に規定するため、改めてお出しするものです。

もう1枚おめくりいただきまして、12ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

上段の改正後にお示しの北区志茂一丁目34番17号に位置を変更いたします。また参考資料としまして、13ページには新旧の位置を示した案内図、14ページから18ページには、なでしこ小学校の平面図を添付しておりますので、後ほど、ご高覧いただければと存じます。

恐れ入ります、11ページにお戻りいただきまして、中ほどの付則でございます。

この条例は、平成30年4月1日からの施行とさせていただきます。

次に、3件目でございます。19ページをお開きください。

東京都北区学校設備使用条例の一部を改正する条例でございます。

2枚おめくりいただきまして、23ページの説明欄をごらんいただきたいと存じます。

使用料に係る規定を改めるため、この条例案を提出させていただきました。

24ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

本条例の改正内容は、2点でございます。

一つ目は、使用時間枠及び使用料の見直しについてです。地区体育館に指定されています学校体育館における学校設備使用と地区体育館使用の使用時間枠と使用料を現行の地区体育館使用のものに統一して、使用日の違いによる不公平感の解消と使用時間枠の明確化によります使用拡大を図るものでございます。

改正箇所といたしましては、第5条第2項を設けまして、別表で施設使用料の上限を定めた上で、規則で統一を図ります。

また、使用時間枠、使用料の統一化に伴いまして、東京都北区立学校設備使用条例第10条の下段にありますが、「特例」これを廃止いたしまして、これに関連する別表第2を削ります。従来、第10条の特例として定めていた事項につきましては、今後検討を行い、原則、現行と同様の運用は可能となるよう、関係規則の整備を行ってまいります。

二つ目は、平成30年4月1日から、なでしこ小学校の学校設備の貸し出しを開始することに伴う、使用料等の必要な規定の整備についてでございます。なでしこ小学校は区内初の複合施設であり、当施設使用料、他の学校設備と異なる使用料とするため、金額を規則で別に定めるという内容に改正するものでございまして、改正箇所としましては、今回追加する第5条第2項の格好書きの部分となります。この格好書きの部分が、なでしこ小学校設備の使用料を規則で定めるという規定になります。なお、なでしこ小

学校の体育館につきましては、他の学校体育館の施設使用料の1割増の金額としております。これは、空調設備が整っているということを踏まえてでございます。また特別教室につきましては、ふれあい館との複合施設であることを考慮して、ふれあい館に準じた金額設定といたします。

本日、席上に第69号議案、参考資料を置かせていただいております。本日の配布になりまして、申しわけございませんでした。そちらの資料をごらんいただきますと、項番号2のところ、規則で定める使用料、先ほど、条例では上限を定めていましたので、規則で、こちらの料金を規定させていただいているところでございます。また、(2)のところ、なでしこ小学校。それぞれ、ふれあい館のホール単価に基づいて、料金を規定させていただいております。そして、一番下の学校体育館を地区体育館に指定するということで、空調機器を備えているため、通常の体育館使用料金の1割増に設定するというものでございます。

恐れ入ります、資料の22ページにお戻りいただきたいと存じます。

付則でございます。本条例は、平成30年4月1日から施行いたします。また、改正後の使用料については、平成30年4月1日以降の使用について適用し、4月1日以前の使用については、従前の使用料といたします。

次に4件目でございます。27ページをお開きください。

東京都北区教育未来館設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、30ページの説明欄をごらんください。

使用料に係る規定を改めるため、この条例案を提出するものでございます。教育未来館設置条例では、教育未来館の体育館の利用方法について規定しているところですが、この利用方法については、先ほど、ご説明させていただいた学校設備使用条例に規定する学校の体育館の利用方法と同様としております。このたび、学校設備使用条例を改正することに伴いまして、こちらの教育未来館設置条例においても同様の改正を行うものでございます。

31ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

現行でスポーツ利用を規定している第7条第2項及びスポーツ利用に係る施設使用料を規定している別表第2表を削ります。また、施設使用料につきましては、別表において上限となる使用料を規定し、詳細は規則で定めるという改正をするものでございます。

恐れ入ります、30ページの付則をごらんください。

本条例は、平成30年4月1日から施行いたします。また、改正後の使用料については、平成30年4月1日以降の使用について適用し、4月1日以前の使用については、従前の使用料といたします。

最後5件目になります。恐れ入ります、67ページをお開きください。

東京都北区立十条台小学校温水プール等の指定管理者の指定についてでございます。

2枚おめくりいただいて、最終ページになります。説明欄をごらんください。

東京都北区立十条台小学校温水プール等の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、本案を提案させていただくものです。十条台小学校温水プールにつつま

しては、先ほども申し述べましたが、権限は教育委員会でございますが、運営は区長部に事務の補助執行を委任しているため、今回、教育委員会にお諮りするものです。

恐れ入ります、69ページにお戻りいただきまして、記書き以下の表をごらんください。

指定管理者の名称は、株式会社フクシ・エンタープライズです。この会社は、主な業務内容として、文化施設運営事業、スポーツ施設運営事業を行っておりまして、北区では元気ぷらざ、そして志茂老人憩いの家の指定管理業務を行っているところでございます。指定の期間は、お示しの4年間となります。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

次に、子ども未来課長から説明があります。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

私のほうからは、33ページになります東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

恐縮ですけれども、初めに36ページの説明欄のほうをごらんいただければと思います。

新設学童クラブの名称及び実施場所を規定するとともに、既存学童クラブの廃止及び実施場所の変更を行うため、この条例案を提出するものでございます。

恐縮ですけれども、この議案とは別にお配りしております資料のほうで、説明をさせていただきたいと思っておりますので、A4縦1枚の学童クラブの新設及び移設について、こちらのほうをごらんいただければと思います。別にお配りしておりますA4横1枚刷りになっております。よろしいでしょうか。

1番、要旨、そして2番の現況を合わせてご説明をさせていただければと思います。

1番の要旨でございます。待機児童の発生及び学校改築及び放課後子ども総合プラン、こちらの導入に伴いまして、学童クラブの新設及び移設を行うものでございます。

大きくは2カ所2点でございます。(1)にあります浮間小学校におきまして、1階の1教室、定員40名の学童クラブを新設するもの。また(2)ということで、なでしこ小学校、これ改築校舎になりますけれども、そちらの1階の3教室をなでしこ小学校の学童クラブということで、各定員40名で整備をするというところでございます。

2番の現況及び経過等について、お読みいただきたいところなのでございますけれども、浮間小学校につきましては、待機児童が発生している状況、そういったところを踏まえまして、新たに既存の校舎の1階に、新たに学童クラブを一つ増設するというところでございまして、待機児童の解消を図るものでございます。なでしこ小学校につきましては学校改築、こちらが今年度、来年度から新しい校舎で開設するところ、そして放課後子ども総合プランが導入されるというところで、既存、神谷の育成と、現在の学校

内にありますふたばクラブは、こちらで運営しているものを新校舎へ集約をして、数としましては学童クラブ一つを増設して、合計3学童クラブで運営をするというところでございます。

恐縮ですけれども、議案のほうに再度お戻りをいただければと思います。37ページのほうにお進みをいただければと思います。

こちらが新旧対照表ということで、ちょうど傍線が引かれているところ、浮間小学校の新しい学童クラブが上段にありますように、東京都北区浮間桜草クラブ第3、そして、その左側にあります既存東京都北区ふたばクラブ、これは所在地がかわりますので所在地の変更、そして神谷育成室から移る部分、そして増設の部分ということで、新しく東京都北区みつばクラブ、そしてよつばクラブというのが、新しい校舎のほうに開設をするというところの説明になるところでございます。

恐縮ですけれども、次の39ページから、こちらにつきまして、浮間小学校の現地の案内図。

そして次のページの40ページが、校舎の配置図でございます。左、ちょうど太字で囲っているところが、浮間桜草クラブ第三を開設するところの予定の場所となっているところでございます。既存の第1、第2に並んだ箇所に三つ学童クラブが並ぶような形を予定しているところでございます。

41ページからが、平面図になります。平面図で浮間桜草第三の学童クラブの平面図をお示ししておりますので、後ほど、ご高覧をいただければと思います。

42ページにお進みいただきまして、こちらがなでしこ小学校のほうの案内図。

そして43ページが、同じく、なでしこ小学校の改築校舎の配置図でございます。ちょうど資料でいきますと、下のほうに三つ並んでいるところで、少し太い黒枠で囲っておりますように、ふたばクラブ、みつばクラブ、よつばクラブということで、三つの学童クラブが並んで配置をするというところでございます。

恐縮ですけれども、44ページ以降が、それぞれの学童クラブの平面図でございます。基本的には、同じような配置、内容となっておりますけれども、若干、配置の関係で微妙に違うところがございますけれども、基本的に同じしつらえということで、46ページまでが平面図となっておりますところでございます。

大変恐縮ですけれども、もう一度、先ほどのA4の資料にお戻りをいただければと思います。

今後の予定ということで、今回こちらのほうでご審議いただくように、11月の第4回定例区議会に条例案を上程させていただき予定となっております、所管の委員会でも、ご説明、ご報告をさせていただければと思います。それぞれの工事等開設につきましては、お示しのとおりでございます、平成30年4月から、それぞれ浮間小学校、なでしこ小学校内の学童クラブを開設・運営する予定にしておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほう、お願いします。

子育て施策
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策
担当課長

では、私から引き続きまして、第47ページになります112号議案、東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

50ページの新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。

現在、保育等の保育園に入園する際等におきましては、保護者は勤務等の証明が必要なかで、これがいわゆるここで言います支給認定といった行為になります。この支給認定を行うに当たって、これまでは支給認定の通知というのがございまして、通知書というのが2号様式、そして支給認定書というのが3号様式と二つあったのですが、今回、国のほうの施行令の一部を改正する政令が公布になりまして、どういうことかと申しますと、二つの様式をこれまで保護者には交付する取り扱いだったんですが、自治体の事務の簡素化のために、いわゆる3号様式の支給認定の認定書は、保護者が交付を請求する場合のみ交付すればいいという取り扱いになり、自治体のほうは通知のみ、これまでどおり交付すればいいといったような取り扱いになりました。つまり、今までは誰にでも認定書を交付しなければいけなかった。これからは、求めがあった場合は認定書を交付し、それ以外の方には通知のみを交付すればいいといったような取り扱いになったところがございます。基本的には、自治体の事務の簡素化、事務負担の軽減のために今回の国のほうの改正の政令が出て、それを受けた今回の条例改正ということになります。

付則といたしまして、公布の日から施行するなどの説明がございます。この資料のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

保育課長です。それでは、私からは7番目と8番目について、説明をさせていただきます。

議案書は51ページ。東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例についてです。

1枚おめくりいただきまして、53ページ、説明欄をごらんください。

東京都北区立王子保育園つぼみ分園を廃止するほか、東京都北区立堀船南保育園分園を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただき、54ページ、新旧対照表でございます。下の欄が現行、王子保育園の次の王子保育園つぼみ分園、これを削除いたしまして、改正後は上段、堀船南保育園の後ろに堀船南保育園分園を追加するものでございます。

次の55ページが、王子保育園つぼみ分園の位置図でございます。こちらの保育園ですが、昨年28年の10月に緊急対策としてオープンをしたもので、この3月31日で閉まることを予定して建てた保育園でございます。

次に、1枚おめくりをいただき、56ページは、堀船南保育園と堀船南分園の位置図でございます。

次の57ページが、分園の平面図。こちらについては、4歳、5歳の保育園。ですので、保育園には、その下の3歳以下のお子さんをお預かりするという保育園になっております。

恐れ入ります、53ページに戻っていただき、付則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行するものとします。次項につきましては、準備行為として、保育園の申し込み等の準備行為につきましては、条例の施行日前においても行うことができるとしたものでございます。

続きまして、59ページ、東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例についてです。

恐れ入ります、議案書62ページ、説明欄をごらんください。

こちらについては、緊急保育料を改定するため、この条例案を提出するものでございます。この緊急保育料ですけれども、公立直営保育園で実施をしている保育でございまして、出産であるとか、保護者の方のご病気、こういったことで一時的にお預かりする保育でございます。そのほかに、ほかの保育園では一時預かり保育とあって、特別な保護者の方のご急用なども含めて、用があるときにお預かりする保育、これとはちょっと分けて対応している。条件がある分だけ安い保育料を設定しているものです。

それでは、おめくりいただき、65ページ、64ページでございます。現行が65ページでございます。

基本の料金として、1日の保育を700円と設定してございました。これを新たな保育料としては、1200円とさせていただくものでございます。その下の行は、30分延長、3段目については1時間延長、その下が1時間30分延長というものでございまして、現行ですと30分あたり100円、これを新しい改定後の保育料では、30分あたり150円とするものでございます。なお、二人目以降のお子さんを一緒にお預かりするときは、若干、保育料を安く設定しておりますが、こちらの上げ幅については、若干、押さえているといった形でサービスを提供するものでございます。なお、この北区の緊急保育料ですが、同様の仕組みをやっている区が、ほかに18区あります。ただ、北区が特別安く、一番安い区でも、ほかの区は700円、一番高い区は3,000円程度いただいているところです。今回、この北区が1,200円に上げることで下から3番目といった状況でございます。

恐れ入ります、議案書62ページの付則です。

この条例につきましては、平成30年4月1日から施行するもの。また経過措置として、改正後につきましては、4月1日以降に適応するもの。施行日前に利用した緊急保育料については、従前の例というふうにさせていただくものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

それぞれ説明ありがとうございました。

初めに、東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の一部を改正する条例につい

て、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは次に、東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、次に、東京都北区立学校設備使用条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区教育未来館設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員

ご説明ありがとうございました。

表記の部分で、37ページですけれども、例えば、新たに北区みつばクラブ、北区よつばクラブが設置されるわけですけれども、これは表示を見ると、なでしこ小学校の中にあるという理解でよろしいのですか。

改正後の文言、なでしこ小というのが、どこかに表示されるのでしょうか。それともあくまでもクラブ名と、それから住所だけということになっているのか。表記の仕方のわかりやすさということで、ご質問させていただきました。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	ただいま、ご質問いただいた部分につきましては、正式な施設としましては、小学校内にありますけれども、今ご指摘のように、例えば、東京都北区ふたばクラブというのが学童クラブ名になりますので、この条例の記載上は何々小学校というよりは、その名称が載っていて、その所在する学校の住所が載っているというのが、この設置条例の趣旨でございますので、学校名は特には出てこないという状況でございます。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	ホームページ上も同じですか。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	学童クラブにつきましては、いろいろな利用案内ですとか、ご案内がありますので、それについては、例えばチラシであるとか、今おっしゃったホームページにつきましては、その趣旨が伝わるような形で表記する場合がありますけれども、そこは利用者にとって、どういう形の表現がいいかということで使い分けをさせていただいておりますけれども、条例上は、あくまでも学校というよりは、学童クラブ名で出させていたいただいているところでございます。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	そうすると、利用する側にとって、これまで混乱もないということで、理解でよろしいわけでしょうか。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	今、委員がご案内のとおり、例えばご案内の中には、住所地の後に括弧何々小学校内というような記載もありますし、これまで利用をかなりされてきておりますので、そこ

の理解については、かなり進んでいるかなと思います。

ただ、今回なでしこ小学校は増設ということで、ふたばクラブと合わせまして、みつば、よつばというのは新たな名前になりますので、若干そこについては、今までみつばクラブ、よつばクラブは聞いたことがないという保護者の方は、いらっしゃるかと思えますけれども、この間、説明会ですとか、そういったものもさせていただいておりますので、利用する保護者の方、子どもについては、ご理解をいただいているというふうに考えております。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ご案内上、問題がなく、利用する側にとって分かりやすければ、よろしいと思いますので、よろしく願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 引き続き、学童クラブのことです。なでしこ小学校のほうに新たな増設ということで、いろいろと手配ありがとうございました。

なでしこ小学校のほうが、校舎が新しくなったことで、さらに学童クラブの希望者も増えるということで増設したのだとは思いますが、近くに新たなマンションができるという情報もあり、地域の方々からは、教室数も含めて、これからせっかく作ったのに、間に合うのかしらというようなことも耳に入っておりますので、教育委員会が捉えている見通しをお知らせいただけたらと思います。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 今、委員のほうからご指摘ありましたように、生徒数の動向というのは、それぞれ地域によって、かなりばらつきがあるような状況で、ここの部分につきましても、一つ増設ということで、若干、定員が、今まで神谷育成室は60ありましたので、そういった意味で100から120ということで、20人の定員としては増加というところがございますけれども、ご案内のとおり、学童クラブの利用の希望者が、ふえている地域もあ

りますし、生徒数もふえているような状況もあります。学校改築に当たりましては、生徒数の動向を踏まえて教室数とかを設定し、その利用率を踏まえて、学童クラブの部屋というところも確保しております。そういった中では、将来的な部分を含めて、こういった規模を拡大したところがございますけれども、そこにつきましては、生徒数の動向を踏まえて、適宜適切な対応をその都度させていただければというふうに考えております。

学校改築施設担当課長

教育長

清正教育長

学校改築施設担当課長

学校改築施設担当課長

若干つけ足させていただきますと、このところの学童の希望者の増を見込んで、既に今、設計に入っております学校については、従来どおりの部屋数の用意でいいのかどうかというのは、意見交換もさせていただいているところでございます。既存校につきましては、特に工事が始まって立ち上がるころにつきましては、人口の動向を定期的に連絡会のようなものを開きながら、学校にもお伝えをして進めているところでございますが、なでしこ小学校の現状につきましては、近隣に工場の後にマンションが建ち上がるということで、ご心配の声も地域からいただいております。今のところ推計値の見込みでは、教室が足りなくなるというようなことにならずに、学童クラブと共存できるというふうに見込んでおりますので、そのあたりは保護者にも丁寧に説明をしながら、対応してまいりたいと思います。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

大変安心いたしました。ありがとうございます。

ただ、北区が非常に保育園の待機の子どもたちをなくすということで、努力して下さっているおかげで、逆に、北区に移住してくる方もふえて、保育園児童がふえると思います。園児がふえるということは、小学生もふえるということで、イコール学童クラブの人数もふえるということで、本当に見通し以上のものの大きいものがあるかというふうに思っております。学校におりましたときには、保護者の方が、やはり学童クラブの先生方だけではなくて、狭いところで遊ばなければいけなくて、実際けがになって困っているというようなことが、学校のほうにも相談が来る場合がございます。

従いまして、数字の上の見通しということだけではなくて、早目早目の対応をこれからも引き続きしていただけたら大変ありがたく思いますので、どうぞよろしく願います。

清正教育長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは次に、東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区立十条台小学校温水プール等の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

ただいまの各委員の意見を伺いますと、9件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に、日程第2、第70号議案「平成28年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

それでは、第70号議案「平成28年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について」ご説明をさせていただきます。お手元の冊子をごらんいただきたいと存じます。

それではまず10ページをご覧くださいと思います。大きな項目の2、東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての本編となります。

まず初めに、(1)の趣旨といたしまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告し、公表することが義務付けられていること、あわせて根拠となる法律の条文も枠の中に記載させていただいております。

11ページをお開き下さい。点検及び評価の実施方法でございます。

アの対象事業でございますが、「北区教育ビジョン2015」及び「北区子ども・子育て支援計画2015」の推進計画事業等、教育委員会が取り組む主要事業から選定いたしまして、教育振興部からは18事業、子ども未来部からは12事業、合計で30事業を部課長会で選定し、平成28年度の取り組みについて点検評価を行いました。イの点検及び評価の方法ですが、評価対象事業につきまして、成果、有効性、効率性の視点から点検評価するとともに課題と問題点を洗い出し、今後の事業実施についての方向性を評語のA、B、C、それぞれお示しのとおりとしています。ウの学識経験者の知見の活用ですが、教育ビジョンの策定にもご協力いただきました東京福祉大学の山本豊教授と北区子ども子育て会議の副会長の國學院大学の神長美津子教授にご意見をいただきました。エの議会報告の記載ですが、点検評価の結果につきましては、議会に報告し、ホームページで広く区民に公表いたします。

13ページからは大きな項目の3としまして、「教育大綱・教育ビジョン2015」の体系図、14ページから15ページまでが「教育ビジョン2015」の施策展開図となっております。28年度分の教育振興部の対象事業につきましては、15ページの網掛けの18事業となります。

16ページをお開き下さい。点検及び評価シートの一覧表としてこちらにまとめております。「北区教育ビジョン2015」の重点事業であるお示しの18事業を選定し、28年度の取り組みについて点検及び評価を行いました。

それでは、18ページをお開き下さい。ここからが評価シートになります。

今年度から写真を入れるなど見やすいレイアウトにしました。それぞれ評価対象事業については、28年度の概要・実績、評価の視点、今後の課題・方向性を記述し、所管課としての総合評価を記載しております。教育振興部の18の対象事業について総合評価としてはおおむねA及びBとなっておりますが、C評価が1事業だけございます。

34ページをご覧ください。学校施設の地域開放となります。

成果の所をご覧くださいますと、平成27年7月から教育未来館体育館を開放しましたので、前年度の利用件数は上回っていますが、その他の学校施設の開放につきましては、大きな拡大が見られなかった、また、下の今後の課題・方向性の所をご覧ください。学校施設の地域開放を推進するためには学校の負担を軽減し、学校が安全に地域を開放できるようなハード・ソフト両面の条件整備が必要だということで、今後開放部屋

数の拡大の条件整備を進めて、学校に更なる理解と協力を働き掛けて、努めていくということでCという評価をさせていただいております。

その他の事業、また42ページの点検及び評価に関する学識経験者の山本先生の意見でございますが、本報告書におきましては教育振興部18事業の中から9つの事業を抽出してご意見をいただきましたので、後ほどご高覧いただければと思います。

私からの説明は以上になります。続きまして、子ども未来課長からご説明させていただきます。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

引き続きまして、私の方から子ども未来部に関する部分のご説明をさせていただければと思います。46ページをご覧ください。

「北区子ども・子育て支援計画2015」の体系図になります。こちらの47ページの網掛けになっている個別目標に基づく具体的な計画事業ということで重点的に実施しました12事業を選定しまして、28年度の取り組みの点検評価を行ったところでございます。

一枚おめくりいただきまして、48ページが5つの施策目標ごとの点検評価事業の評価一覧でございます。

次の49ページからがそれぞれの各種事業の概要・実績、評価の視点、今後の課題・方向性をそれぞれの事業でお示しをしているところでございます。

なお、総合評価につきましては、先ほど教育政策課長が説明をしましたとおり、計画どおりに事業が執行され、成果、有効性、効率性について、「北区子ども・子育て支援計画2015」等の事業計画に基づきまして、進捗実績を評価したところでございます。総合評価につきましては概ね評語のA又はBということで計画どおり順調または概ね順調に実施しているところでございます。このうち2点だけご説明をさせていただきます。

1点目が放課後児童健全育成事業いわゆる学童クラブの事業、また保育所待機児童解消のこちらの事業につきまして、「北区子ども・子育て支援計画2015」の計画以上の進捗を図っているところでございまして、さらに拡充をしているところでございます。そういった中で、学童クラブの定員拡大を図り、待機児童の解消に努めていますが、待機児童がまだ発生している状況にあるということが評価Aでございますが、課題としてあろうかと思っております。

また1点、総合評価Cが1事業ございます。事業名がワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援で、ページでいいますと65ページをお開き下さい。

本事業につきましては、平成28年度の目標としましては3社の認定を目標としていたところでございますが、実績として1社の認定にとどまったというところを総合評価させていただき、Cとさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、67ページから子ども未来部関係の学識経験者のご意見でございます。

先ほどご紹介いただきました國學院大學の神長教授にご意見をいただいたところでございます。各事業につきまして、概ね評価をいただいている状況でございますが、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進につきまして、今後の取り組みの方向や需要について保護者の方にさらに伝えていくような必要があるのではないかというご指摘をいただきました。

また、保育所待機児童解消につきましては、量的な拡大が求められているが、その中でも質の確保、また引き続き保護者の負担軽減、これについて努めていくところについてご意見をいただいております。その他のご意見等につきましては、後ほどご高覧をいただければと思います。私からの説明は以上になります。

教育政策課長

教育長

教育長

教育政策課長

教育政策課長

今後の予定でございますが、本報告書につきましては、第4回定例会の所管委員会で議会報告をいたしまして、その後、ホームページで区民に公表をさせていただく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

お伺いしたいことがあるのですが、61ページの特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援のところ、4番に生活困窮家庭への支援というのがございますし、実際には、いろいろな学習支援ですとか、食事の面への支援をボランティアの方々のお力もかりながら、活動としてやっているというふうに承知しているのですが、特に、ここに表記しなかった理由というか、時期が違っているのかもしれないですが、教えてください。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長 今回、子ども未来部の関係のところでございますけれども、今の支援のところにつきましては、28年度実績ということで、計画を立てるところまでが、28年度の実績ということで、今年度事業を新たに行っていますので、28年度の実績としては、この主要なところには載せずに、29年度の事業から、こういった部分について追記をしていきたいというふうに考えて、今回掲載をしていないというところでございます。

清正教育長 ありがとうございます。ほかにかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。

ご異議ないと認め、本件は議案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第3、第71号議案「東京都北区立上十条保育園に係る行政財産の使用許可について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 私のほうからは、第71号議案「東京都北区立上十条保育園に係る政財産の使用許可について」ご説明をさせていただきます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、初めに説明欄、一番最後のところをごらんいただければと思います。

ケーブルテレビ加入者の増加に伴いまして、電源容量の不足によりまして、上十条保育園敷地への電源供給用鋼管柱設置のための使用許可について申請があったので、設置を許可するため、本案を提出するものでございます。

1番の申請者でございます。東京都北区王子一丁目13番14号にあります株式会社ジェイコム東京北でございます。

2番の使用を許可する財産の表示等はお示しのとおりで、数量につきましては、0.64平方メートル。

使用目的は、今説明欄のほうでご説明しましたように、ケーブルテレビの電源供給用鋼管柱の設置でございます。

使用許可につきましては、本件が認められたのち、29年11月10日から平成30

年3月31日まで、使用料につきましては、お示しのとおりでございます。

恐縮ですけれども、1枚おめくりいただきまして、2枚目が現地の案内図の写真でございます。合わせて配置図等々をお示しさせていただいております。

以下3ページ、4ページが、地図上に落とし込みました本件に関する鋼管柱の設置場所等をお示した図面になっております。

恐縮です。5ページにお進みいただきまして、このケーブルテレビの電源供給用の鋼管柱が、どんなものかというようなのを図でお示しているところでございます。

また、6ページは、その台座というんですか、支柱の下になります専用部分になります部分の拡大の図でございます。

7ページにつきましては、今お示しをしました使用料についての算出根拠になっておりまして、今回は年度途中の部分がありますので、日割り計算等々で、総額2,566円というところになります。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

教育長

清正教育長

加藤委員

加藤委員

ジェイコム東京北に貸し出した使用許可期間というのが、11月10日から平成30年3月31日となっておりますが、今年に関しては、要するに日割とか、いろいろやりますけれど、これは、ある意味では恒久的に使うということですよ。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

今、加藤委員からお話ありましたように、今回年度途中ですので、11月10日という設置工事後の期間になりますけれども、年度中ということで、以下1年ごとの更新ということで、初めての申請でございますので、教育委員会のほうに付議をさせていただいたところでございます。

清正教育長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	ちょっと細かいことになるのですが、7ページの算出表ですけれども、ここに月額使用料のところ、 $A \times D \times 2.5 / 1000 \times (C / A)$ という公式がございますが、この中の2.5/1000というのは、どういうことを表しているのですか。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	2.5/1000につきましては、東京都北区行政財産使用条例の使用料の額の算定におきまして、土地につきましては2.5/1000というのが額の基準になっておりますので、そちらについて、この式の中で、かけさせていただいて計算をさせていただいているところでございます。 以上でございます。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	わかりました。ありがとうございます。
清正教育長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ありがとうございます。 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。 次に、報告事項に移ります。日程第4、報告第52号「北区青少年委員の推薦依頼について」事務局から説明をお願いします。

生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	<p>それでは、私のほうから報告第52号「北区青少年委員の推薦依頼について」ご報告申し上げます。</p> <p>おめくりいただきまして、A4横の横書きの資料でございます。</p> <p>1番の要旨でございます。北区青少年委員は、青少年教育の振興のため、北区青少年委員の設置に関する規則に基づき、教育委員会が委嘱しているものでございます。</p> <p>現在の青少年委員の任期は、今年度、平成30年3月31日をもって満了となりますので、次期2年間ですね。平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間の青少年委員の選任を行うため、青少年各地区委員会、青少年団体連合会、北区男女共同参画推進ネットワーク、北区立小学校長会、北区立中学校長会に推薦依頼するものでございます。</p> <p>2番、現況でございますが、北区の青少年委員、現在、定数64名のところ、64名で満たされているところでございます。</p> <p>内訳でございますが、青少年地区委員会の選出から36名、それから青少年団体連合会から6名、北区男女共同参画推進ネットワークから2名、北区立小学校校長会から1名、中学校校長会から2名と教育委員会選出で17名で、64名で青少年委員が活動しているというところでございます。</p> <p>なお、北区の教育委員会選出というところは、他区分のほうから、選出が定数に満たない場合に、教育委員会推薦という形を取っているところでございます。</p> <p>なお、青少年委員の推薦の資格ということになりますが、ここには書いていないんですけども、年齢としては60歳未満、例外はございますが60歳未満。原則として区内に居住しており、地域の児童・生徒、勤労青少年等の余暇指導、あるいは青年会、青少年団体の育成等にかかわっている方を推薦するということになってございます。</p> <p>職務としましては、青少年の余暇指導ですとか、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助等々を行ってございます。</p> <p>3番の今後の予定でございますが、12月の下旬に推薦依頼を各団体に出しまして、年明け平成30年1月下旬の締め切り、そして3月中旬に選任を決定し、年度明けの4月上旬に委嘱式を行うという予定で進めるということになっているところでございます。</p> <p>私からの報告は以上でございます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございます。</p> <p>本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

清正教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第5、報告第53号「図書館システムの更新について」事務局から説明をお願いします。</p>
中央図書館長	教育長
清正教育長	中央図書館長
中央図書館長	<p>それでは、報告第53号、図書館システム更新につきまして、私より、ご報告させていただきます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、委員会資料をごらんください。</p> <p>1の要旨でございます。現在の図書館システムは稼働から10年近くが経過し、関連機器及びソフトウェアの更新時期を迎えております。現在の構成のままでは、セキュリティの確保、利用者のニーズや新しいサービスへの対応が困難であることから、システムを更新し、安定的運営とサービスの向上を図るものでございます。</p> <p>2の概要でございます。新システムでは利用者用画面を刷新し、図書館情報の閲覧と資料検索を同一画面で行うことが可能となり、操作性が大幅に向上するものでございます。</p> <p>その他、利用者からの改善要望が多い機能を中心に改良を行います。</p> <p>主な改良点といたしまして、(1) 資料検索機能等の充実でございます。</p> <p>2ページをごらんください。</p> <p>新システムでの検索イメージ図でございます。検索候補を予測して、自動表示する機能と合わせまして、資料の付随情報である著者の別名なども含めて検索できるようにし、検索精度、速度の向上を図るものでございます。</p> <p>左側のしぼりこみ機能ですが、表示されている検索結果を資料区分、著者、出版年、所蔵館別に表示するしぼりこみ機能を新たに追加いたします。</p> <p>また、検索結果を保存し、気に入った資料をマイカートに保存して、一括で予約できるマイカート機能を追加いたします。現在は、こうした機能はなく、多数出た検索結果を一冊ずつ当たってしぼりこみを行っています。また、予約をするにも、まとめて複数冊予約することができず、一冊ずつ予約をしております。新システムになりますと、捜査と時間が、かなり短縮できることとなります。</p> <p>それでは、1ページにお戻りいただきまして、(2)の図書館ホームページの利便性向上でございます。図書館の開館・所在地情報やイベント情報等、参照頻度の高いものをトップページに集約し、利便性の向上を図ります。また、子ども向けの専用ページを新たに追加し、情報発信、読書活動の推進に活用してまいります。</p> <p>3の今後の予定でございます。12月末にネットワークシステムの切りかえを行います。平成30年1月に全図書館の臨時休館について、北区ニュースで周知をいたします。</p>

す。2月上旬に職員及び窓口委託事業者向けの操作訓練を実施いたします。2月26日から3月5日まで、全図書館を休館し、業務システムの切り替え、データ移行、操作検証などを実施する予定でございます。3月6日より、新システムの稼働予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

大変素晴らしいシステムをありがとうございます。将来的に地域図書館のシステムが、学校図書館とつながっていくというようなことは、お考えでしょうか。予算的にかなり厳しいとは思いますが。

中央図書館長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館長

今回のシステムで、すぐに学校図書館とつながるというわけではございませんけれども、将来的につなげていくような形がとれるように、システムを組んでいきたいと考えてございます。

名島委員

教育長

清正教育長

名島委員

名島委員

基本的なことで申しわけないのですが、これは図書館にある検索端末の変更ということですか。この1番ですが、資料検索機能というのは、図書館にある検索端末のシステムが変わるということでしょうか。

中央図書館長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館長	この新システムになりますと、図書館の中で検索できますOPACについてもできま すし、またウェブ等で、ご自宅のパソコンで検索する場合にも、ご利用いただけます。
名島委員	教育長
教育長	名島委員
名島委員	わかりました。ありがとうございます。
清正教育長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	よろしいですか。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。 次に日程第6、報告第54号「後援・共済事業に関する報告」について、事務局から 説明をお願いいたします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	それでは、後援・共済事業に関する報告をさせていただきます。 今回は、名義使用承認報告が2件と事業実績報告が1件でございます。 まず、名義使用承認報告1件目でございます。事業名が「あすか会作品展」。主催者 が東京都退職校長会北支部でございます。中央公園文化センターを会場といたしまし て、お示しのとおりの内容で開催されるものでございます。 2件目でございます。事業名が「コンクリートの日 体験まつり！2017」。主催 者が「コンクリートの日 体験まつり！」実行委員会でございます。越野建設本社隣接 駐車場を会場といたしまして、お示しのとおりの内容で開催されるものでございます。 恐れ入ります。裏面2ページをごらんください。 事業実績報告1件でございます。こちらにつきましては、後ほど、ご高覧いただけれ ばと存じます。 私からは以上でございます。
清正教育長	ありがとうございました。 本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。 (質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。
それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

清正教育長

それでは、以上で本日の日程全てを終了いたしました。
これをもちまして、平成29年第11回北区教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。